

一般送配電事業者のインバランス収支について

第59回 制度設計専門会合 事務局提出資料

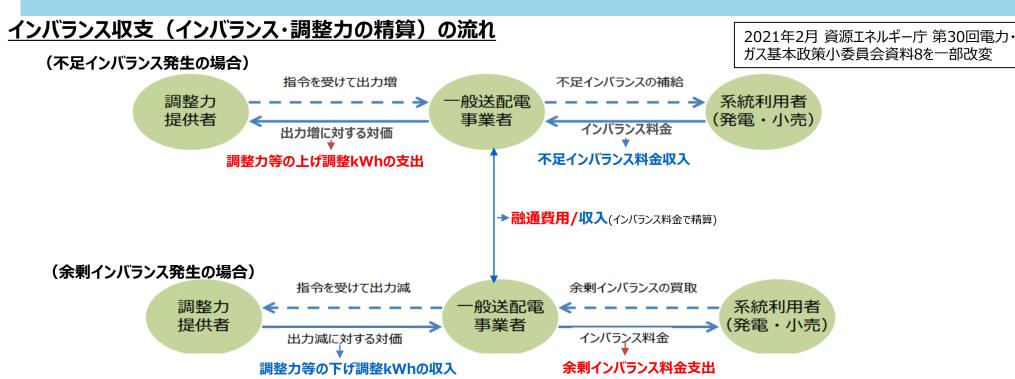
令和3年4月16日(金)



本日ご議論いただきたい点

- 一般送配電事業者は、発電・小売事業者が発生させたインバランスを埋めるために要した調整力のkWhコストとインバランス料金の収入・支出を合算し、インバランス収支として管理している。
- 今回、昨年12月~本年1月を含む一般送配電事業者のインバランス収支の推計値がまとまったので報告する。

注)今冬の需給ひつ迫期間における一般送配電事業者各社のインバランス収支に関しては、緊急的に稼働要請した自家発の稼働費用等について事後的に精算金額の調整を行っていることなどにより、収支の確定に時間を要している。当委員会も関係事業者間の調整に加わって解決に尽力しているところ。



一般送配電事業者のインバランス収支について(2020年12月、2021年1月)

- スポット価格が高騰した2020年12月~2021年1月(2ヶ月間)の一般送配電事業者のインバランス収支は、現時点における推計としては、以下のとおり。
 - ※既に会社更生法の開始決定を受けた小売事業者もあるなど、貸倒損が発生する場合には、黒字幅は縮小する。
 - ※支払期限日までの未入金額および分割特措による支払期限日以前の金額等、実際には一般送配電事業者に支払われていない金額も存在(4月5日時点)。

	一般送配電事業者のひっ迫対応に係る収支(12月及び1月試算値) (注1) (注1) (億円)												
		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	合計	貸倒損を勘案 した収支
Ц	又支	55.6	195.7	293.5 ~391.7	193.1	72.3	192.5	149.3	44.5	107.2	10.4	1,314.1 ~1,412.3	1,114,1 ~1,212.3
	不足インバランス料金収入	168.9	469.8	1,407.8	585.3	129.4	908.5	433.5	174.8	449.1	27.6	4,754.5	4,554.5
1	汉 入 下げ調整kWh収入	12.5	21.9	31.7	27.4	8.5	20.4	22.9	11.6	24.1	0.5	181.3	貸倒が発生 すれば数値 は減少
	地帯間購入電源料等	27.9	913.5	1,011.5	210.9	36.9	178.1	34.9	24.7	27.6	0.0	2,465.9	(注2) <u>-</u>
	余剰インバランス料金支出	119.9	324.5	879.5	308.4	59.7	234.9	192.8	104.6	318.8	15.2	2,558.3	_
Ē	貴 上げ調整kWh支出	24.5	24.4	284.5 ~382.7	236.3	15.7	315.2	21.2	19.4	23.1	2.4	966.7 ~1,064.8	-
	地帯間購入電源費等	9.2	860.6	895.3	85.6	27.1	364.4	127.9	42.6	51.7	-	2,464.4	-
	(参考)2019年営業収益	2,099.9	5,949.6	16,333.1	6,772.5	1,470.4	7,246.5	3,106.6	1,651.7	4,932.6	686.8	-	_

(出典) 報告徴収回答を含む各社提出資料等により事務局作成。

⁽注1) 託送収支計算規則インバランス収支計算書上の扱いが明らかでない「一般送配電事業者の代理で調整力契約事業者が卸電力市場から調達した電気に係る支出」「自家発の稼働要請に係る支出」「上げ調整力OP追加費用」「燃料制約超過分の上げ調整kWh支出 ICラいては、ひっ迫対応に必要であった費用として「上げ調整kWh支出 IC算入した。

⁽注2) 1月分インバランス料金支払期日である4月5日に入金がなかったインバランス料金を足し上げ、分割払対象事業者については、4月5日までに入金があれば全額支払、4月5日までに入金がなければ全額不払と仮定すると、約200億円の貸倒損が発生する可能性がある。なお、4月5日時点で一般送配電事業者に支払われていない1月分インバランス料金は10社合計で約1,260億円(支払期限日までの未入金額及び分割特措による支払期限日以前の金額の合計額(貸倒損発生の可能性として想定している200億円を含む))。

⁽注3) 沖縄エリアにおいては需給ひっ迫は発生していないが、インバランス料金単価の算定にJEPXスポット価格を参照しているため、12月及び1月のインバランス収支が通常よりも大きくなっている。

一般送配電事業者のインバランス収支について(累積)

● 2016年度の制度開始以降、これまで、一般送配電事業者10社のインバランス収支は 累積赤字が積み上がってきていたが、スポット価格が高騰した2020年12月~2021年 1月(2ヶ月間)の黒字及び既に会社更生法の開始決定を受けた小売事業者もある などの貸倒損発生の可能性(約200億円(注1))を勘案すると、2016年度からのインバランス収支累積は370億~460億円規模の黒字となる見込み。

2016年度~2021年1月のインバランス収支累積試算値(注2)

(億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年4月 ~2021年11月	2020年12月 ~2021年1月	合計	貸倒損を勘案 した収支累積
北海道電力NW	8.1	-27.9	-2.9	16.1	12.1	55.6	61.1	
東北電力NW	14.3	-14.7	-22.2	26.2	35.7	195.7	235.0	
東京電力PG	-409.4	-81.6	-15.7	-31.4	-23.9	293.5~391.7	-268.5~-170.3	
中部電力PG	-20.7	7.4	-2.2	18.8	23.0	193.1	219.4	
北陸電力送配電	-0.8	0.1	5.8	7.9	6.8	72.3	92.1	_
関西電力送配電	17.0	-91.9	-53.1	-29.7	-14.0	192.5	20.8	
中国電力NW	4.6	-28.2	-16.9	-4.6	17.9	149.3	122.0	
四国電力送配電	-4.2	-9.9	-17.7	-6.8	3.0	44.5	8.9	
九州電力送配電	34.3	-22.0	-28.0	-23.1	5.1	107.2	73.5	
沖縄電力	0.1	-2.6	-3.1	-2.9	-1.1	10.4	0.8	
10社計	-356.8	-271.3	-155.9	-29.4	55.2	$1,314.1$ \sim $1,412.3$	565.2~663.3	365.2~463.3

(出典) 各社HP及び提出資料により事務局作成。

⁽注3) 4月5日時点で一般送配電事業者に支払われていない1月分インバランス料金は10社合計で約1,260億円(支払期限日までの未入金額及び分割特措による支払期限日以前の金額の合計額(貸倒損発生の可能性として想定している200億円を含む))。



⁽注1) 1月分インバランス料金支払期日である4月5日に入金がなかったインバランス料金を足し上げ、分割払対象事業者については、4月5日までに入金があれば全額支払と仮定し、4月5日までに入金がなければ全額不払と仮定して算出した。

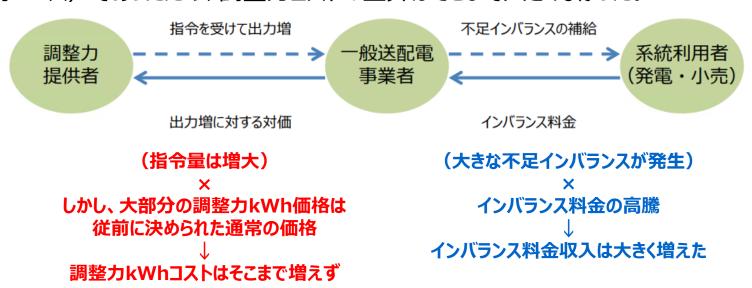
⁽注2) 託送収支計算規則インバランス収支計算書上の扱いが明らかでない「一般送配電事業者の代理で調整力契約事業者が卸電力市場から調達した電気に係る支出」「自家発の稼働要請に係る支出」 「上げ調整力OP追加費用」「燃料制約超過分の上げ調整kWh支出については、ひっ迫対応に必要であった費用として「上げ調整kWh支出に算入した。

参考:今冬のインバランス収支が大きな黒字となった理由

● 今回、インバランス収支に大きな黒字が見込まれる要因として、以下が考えられる。

1月のインバランス収支が大きな黒字となった要因

- ① 1月上旬から中旬にかけて需給ひっ迫に伴い大きな不足インバランスが発生。また、この期間はスポット市場価格が高騰し、これに伴いインバランス料金も高騰したことにより大きな不足インバランス収入が発生した。
- ② 他方で、その不足インバランスを埋めるために用いた調整力(電源 I 等)の大部分のkWh価格は、 燃料不足が懸念される状況にあったにもかかわらず、従前に決められた通常時の価格(いわゆる限 界費用ベース)であったため、調整力コストの上昇はそこまで大きくなかった。



インバランス収支の過不足の取扱いについて

- インバランス収支は、外生的な要因で決まり、一般送配電事業者の収支改善の努力が及ばないことから、制度導入当初から、収支に過不足が生じた場合には別途調整する仕組みを講じることが適当とされていたところ。
- 今冬、インバランス料金が調整力のコストや需給状況から離れて上昇した面が一部にあったこと、 及び、調整力kWh価格がそのコマの需給状況を反映せず安価に据え置かれていたこと、といった 要因により収入が費用を上回り、収支が黒字となった。
- 他方、2016年度の制度開始以降、これまで、一般送配電事業者10社のインバランス収支は累積赤字が積み上がっていたところ。今冬のインバランス収入のみに着目して還元・調整等を行うという議論も考えられるが、この場合、制度導入当初の趣旨も踏まえると、上記の累積赤字につき、収支相償の観点から、結局、託送料金等での調整が必要になると考えられる。
- したがって、収支の過不足の還元・調整を検討する際には、今冬の黒字についてのみ評価するのではなく、過去の累積赤字も含めて検討することとしてはどうか。
- また、収支の過不足については、例えば託送料金等により広く系統利用者に還元・調整することも 考えられるがどうか。
 - 注)なお、インバランス収支の取扱いについては、資源エネルギー庁の審議会において、分割支払措置等の影響も考慮しつつ、収支相償の観点から、仮に大きな収支過不足が発生した場合にはその還元・調整等を検討する方向で議論が進められているところ、本日の議論を伝え、これも参考に検討するよう求めることとしたい。

2021年3月資源エネルギー庁 第32回電力・ガス 基本政策小委員会資料7

(参考) 市場価格高騰を踏まえたインバランス収支管理の在り方について

第30回 電力・ガス基本政策小委(2021年2月17日) 資料8より抜粋・一部加丁

◆ インバランス収支については、市場価格高騰による収入増も起こりうる一方、前頁のとおり、市場価格高騰に伴う収益悪化要因も存在。また、インバランス料金の分割支払措置の影響もあり、今年1月の不足インバランス収入が実際に得られるかの確定は今年8月以降※に後ろ倒しとなる。

※3月19日に、分割払いを年末まで延長とする追加的措置を実施。この影響により12月以降に後ろ倒し。

- したがって、インバランス収支の扱いについては、収支相償の観点から、仮に大きな収支過不足が 発生した場合にはその還元・調整等を検討することを基本としつつ、まずは今冬のインバランス収 支の実績について、透明性を確保の上、その状況をよく確認することが必要ではないか。
- したがって、インバランス収支の透明性確保のため、
 - ✓ インバランス収支計算書上、インバランス収支における分割支払の影響(インバランスに係る 債権に関して発生した貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額)を参照 できる様式に変更した上で、
 - ✓ 電力・ガス基本政策小委員会において、分割支払の実績を含めた収支の状況について、フォローアップしていくこととしてはどうか。

参考:インバランス収支と託送収支について

2014年11月 資源エネルギー庁 第10回制度設計WG 資料6-3

論点2:アンシラリーサービス費とインバランス料金との関係

○下記の費用のうち、「◆」を付した部分(赤色)については、発電事業者又は小売事業者がインバランスを発生させた際に生ずる費用であるため、この部分の費用はインバランス料金として回収しつつ、過不足については別途調整する仕組みを講じることが適当ではないか。

業務	一般電気事業者より示された 費用イメージ					
	固定費	変動費	試算額			
1. 周波数制御業務	0		15~20銭/kWh			
2. 需給バランス調整 業務	0	•	(平均16銭/kWh)			
3. その他						
(潮流調整)	_	0				
(電圧調整)	<u>—</u>	0	0.003~11銭/kWh			
(ポンプアップ)	<u>—</u>	0	(平均0.6銭/kWh)			
(ブラックスタート)	0	_				

【特記事項】

- ・第2段階以降のインバランス料金は、 市場価格ベースの料金となるため、必 要費用に対して回収が不足する場合 も、余剰となる場合もあり得る。
- ・インバランス供給に係る収支については、託送収支とは切り分けて厳格に管理することが必要。また、必要に応じて、公平性の観点等も踏まえつつ、託送料金やインバランス料金等において収支を調整する仕組みを講じることとする。

5